

令和4年度

**第16期第17回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和4年8月30日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和4年8月30日(火) 午前10時から11時4分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 定置漁業の保護に関する委員会指示について
- 2 議案2 ふぐはえなわ漁業に関する委員会指示について
- 3 協議事項1 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議への提案事項等について
- 4 報告事項1 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(定置漁業)について
- 5 報告事項2 全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について
- 6 その他(1) 第16回海区漁業調整委員会における資料1の誤記について
(2) 令和4年度真珠関係漁場調査の実施について
(3) 次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

古丸 明
木村妙子

事務局

事務局長 林 茂幸
主幹 増田 健
主査 葛西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)
(資源管理班)
技師 岡野健次
(漁業調整班)
主幹兼係長 藤島弘幸

傍聴者

なし

計 18 名

○事務局（林事務局長）

会長には事前にお断りをさせていただいておりますが、開催の前に本日の事項書の差替えと資料の追加配布についてご説明します。皆さまへの資料発送後に真珠養殖適正化対策協議会から真珠の筏登録に関係した漁場調査について案内がありました。次回委員会での説明では日程上間に合いませんので、申し訳ございませんが、本日その他事項2で追加しご説明させていただきたくよろしくお願いいたします。

では会長、よろしくお願いいたします。

○浅井会長

それでは、ただいまから第17回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数15名中、古丸委員と木村妙子委員が欠席で、出席委員が13名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき議事録署名者として、濱中委員と木村那津子委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議案1「定置漁業の保護に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料1をご覧ください。

この指示は定置漁業の保護を目的として平成元年度から続けて発動していますが、継続するかどうかご審議をお願いするものです。

1-1ページと1-2ページをご覧ください。1-1ページが改正案、1-2ページが現行の指示となっています。指示の内容は、1保護区域として、沖合の線（A）と側面の線（B及びC）、沿岸の線（D）に囲まれた区域です。2禁止行為として、遊漁と集魚灯を使用する漁業をしてはなりません。3指示する期間は、10月1日から翌々年の9月30日までの2年間です。

変更箇所は、告示番号、漁業法条項、告示日、会長名、指示する期間です。内容の変更はありません。

告示番号は第5号、漁業法条項は第69条及び第120条、会長名は浅井会長、告示日は9月13日、指示する期間は令和4年10月1日から令和6年9月30日です。

ご審議をよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○掛橋委員

内容について変更がないようですので、異議はありません。

○浅井会長

ほかにご意見はありませんか。

それでは、議案1については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案1については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、議案2「ふぐはえなわ漁業に関する委員会指示について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

この指示は、平成7年度から続けて発動していますが、継続するかどうかご審議をお願いするものです。

2-1 ページが改正案、2-2 ページが現行の指示です。

1 禁止漁具は、浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具、たてなわ漁具の3種類です。ただし、浮きはえなわ漁具とたてなわ漁具については、図の線より南の海域を除きます。

2 操業禁止期間は、3月1日から9月30日までです。

3 採捕禁止の対象は、600グラム未満のトラフグです。

4 指示の有効期間は10月1日から翌年9月30日までです。

今回の変更箇所は告示日、指示の有効期間です。内容や図についての変更はございません。告示日は9月20日の予定です。有効期間は今年の10月1日から1年間としています。

なお、愛知海区も同様の指示を発動している旨は、例年のように関係機関に指示発動を通知するにあたり、その通知文内でお知らせする予定です。愛知海区の指示の最新版は参考として2-3ページから2-5ページに添付しています。

なお、まだ委員会には要望等は提出されていませんが、操業禁止期間の変更について本県と愛知県の漁業者が話し合いをしているとの情報が入っています。今後、委員会指示内容の変更について、要望が提出される可能性があります。漁業者間の話し合いはもう少し時間を要しそうで、今回の指示内容に変更はありません。

事務局からは以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○掛橋委員

今回は変更がないとのことですが、今後に含みがあるということですか。

○事務局（増田主幹）

はい。漁業者間で操業禁止期間を 15 日位遅らせるような話し合いをしていると聞いていますが、まだ話はまとまっていないようです。

また、静岡県の漁業者もこの海域を利用していますので、話し合いをする必要があると思われる。

○浅井会長

事務局長補足してください。

○事務局（林事務局長）

この委員会指示が発動された経緯なども含め補足いたします。伊勢湾口海域では古くから愛知、静岡、三重の漁業者が、とらふぐのはえなわ漁業を営んでおられました。平成の初め頃に非常にたくさんのとらふぐがこの海域で獲れ、その時には遠くは下関方面などからの他県船や近隣の遊漁がこの海域にきていました。他県船や遊漁との調整が必要となったことなどもあり、この時期にふぐはえなわ漁業に関わる漁業者が組織化を図り、操業の禁止期間や漁法などについて話し合いが行われたと聞いています。ふぐはえなわ漁業に関する委員会指示は、委員会指示が先に発動され、漁業者などに制限を加えたわけではなく、漁業者間の調整事項を委員会指示で担保するかたちで発動されたと聞いています。漁業者自らの調整により現在の操業禁止期間は3月1日から9月30日となっています。そのため、操業できる期間は10月1日から2月末日となりますが、近年の海水温の上昇など海況や漁業を取り巻く状況の変化などもあり、操業できる期間を15日位ずらし10月15日から3月15日頃にしたいとする話し合いが本県と愛知県の漁業者間で行われていると聞いています。

この海域では愛知海区も同様の指示を発動しており、愛知海区に現況を確認したところ「漁業者間で話し合いをしていることは承知しているが、まだ委員会指示を変更するまでには至っていない。」とのことでした。

なお、今後提出される可能性がある要望内容について、注意すべき事項があります。現在、操業期間を10月15日から3月15日までにする方向で調整をしていると情報がありますが、この3月15日に注意が必要です。当委員会ではこの海域に「とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示」を発動しています。この指示ではとらふぐの採捕制限を3月15日から5月15日としており、3月15日が重複することとなります。産卵親魚の保護に関する委員会指示は、水産研究所などの研究機関の科学的な研究データを基に採捕制限の期間を設けており、産卵保護の観点からは3月15日は譲れない日ではないかと思われます。説明が長くなりましたが、今回の委員会指示の内容については変更ございませんが、ふぐ

はえなわ漁業に関する委員会指示の操業禁止期間について、現在漁業者間で話し合いが行われており、将来的にご相談をさせていただく時がくるかと思えます。

以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。

私にも一週間位前に漁業者から相談がきました。答志地区や安乗地区の若い人には話しをしてあるみたいやけど、愛知県の漁業者と操業禁止期間の話をするなら、まず、熊野地域など県内の浮きはえなわ漁業を営むすべての漁業者と調整を図ったうえで行うこと。その後愛知県とも調整がとれたら、両県の漁業者が歩調を合せて各県や海区に要望をなささい。調整が調い海区に要望があれば委員会で協議をする旨の話をしました。話はまず漁業者でまとめなさいと言っておきました。

また、操業できる期間についても3月14日まで。いくら押しても3月15日はだめですよとも話しておきました。今後要望が出された際はよろしくお願いします。

○掛橋委員

ありがとうございます。よくわかりました。とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示を苦勞して発動した経緯があり、3月15日という日付に疑問を感じましたので質問させていただきました。

○浅井会長

ほかにご意見はありませんか。

それでは、議案2については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

ありがとうございます。全員異議がないようですので、議案2については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、協議事項1「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議への提案事項等について」を協議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

本日、協議事項1でご協議いただく内容は全漁調連から政府に令和5年度の要望を提出するにあたり、三重海区が所属する東日本ブロック会議において、ブロック内の提案事項を取りまとめるため、当海区から同会議に提案する事項を協議していただくものです。

また、本日は要望の関連事項として、報告事項2において令和4年度の要望結果を報告

させていただく予定ではございますが、令和5年度の提案事項を協議いただくに際して、参考になると思われまますので、協議事項1と報告事項2を併せて説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○浅井会長

みなさんどうですか。

○委員

(了解します)

○浅井会長

併せて説明してください。

○事務局（増田主幹）

資料3と資料5をご用意ください。

資料3は令和5年度の要望を協議していただくものであり、資料5は7月22日に浅井会長に参加していただいた令和4年度の政府への要望活動の結果です。

要望できる事項は資料3の3-3ページの「要望事項とりまとめの留意点について」にあるとおり、漁業調整や資源管理上の問題など、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいものであることとされています。

3-4ページから3-6ページをご覧ください。各ページの右側に令和4年度の要望、左側が令和5年度の要望案です。令和4年度の政府要望提案として当海区からは3つの提案をいたしました。3-4ページの太平洋クロマグロの資源管理については、漁獲上限の増枠と来遊状況に応じた沿岸漁業への柔軟な配分、3-5ページの沿岸カツオ資源については、中西部太平洋まぐろ類委員会等を通じて適切な資源管理措置の導入を働きかけ、沿岸カツオ資源の来遊量を増やすこと、3-6ページの沿岸サンマ資源については、外国漁船による公海でのサンマの大量漁獲が我が国周辺海域への来遊量に及ぼす影響調査や北太平洋域の資源の科学的評価を行い、持続性がある確実な資源管理措置が実施できるよう関係国と協議し沿岸サンマ資源の来遊量を増やすことを要望していました。

これら要望に対する結果について資料5の5-6ページをご覧ください。太平洋クロマグロの資源管理について水産庁からは令和3年12月に国際会議が開催され、大型魚の漁獲枠の15%増等が決定され、漁獲枠の配分については近年の漁獲実績を勘案して配分し、沿岸漁業に優先的に配分したと回答がありました。

5-13ページをご覧ください。沿岸カツオ資源について水産庁からは、国際会議において、熱帯水域における外国大型まき網の管理を強化すべき旨繰り返し主張しており、引き続き関係国に働きかけを行うと回答がありました。

沿岸サンマ資源について水産庁からは、国際的な資源管理の推進としては、令和3年2月の北太平洋漁業委員会において2021年及び2022年の措置として、サンマの分布域全体

の漁獲枠を 40%削減し、各国の公海における漁獲上限についても 2018 年実績から各国ともに 40%削減措置に合意された。引き続き資源量管理の充実に向け、関係国・地域に積極的に働きかけていくと回答がありました。

以上の令和 4 年度要望に対する回答をふまえ、令和 5 年度要望については、太平洋クロマグロに関しては令和 4 年度要望から進展があるもののさらなる進展が望まれ、カツオ及びサンマに関しては令和 4 年度要望から大きな進展が見られず、資源量も回復していません。このため資料 3 の 3 - 4 ページから 3 - 6 ページのとおり「要望に至った経緯」のみ時点修正し、「要望内容」については令和 4 年度と同内容とした、3 つの要望を提案してはいかがかと考えています。

事務局からは以上です。ご協議についてよろしく申し上げます。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○秋山委員

サンマの資源量が非常に減ってきており最近の状況を詳しく教えていただきたいのと、サンマ寿司や丸干し等に使われる原料が不足していると思われそうですが、不足分があるとしたらどこから手当てしているのですか。

○事務局（林事務局長）

三重県の漁獲量については、3 - 6 ページの要望に至った経緯をご覧ください。漁期ごとの変動はあるものの、平成 25 年度漁期以降 1,000 トンを下回り、令和 2 年及び令和 3 年は 1 トン未満となりました。

もうひとつのご質問については誠に申し訳ありませんが、事務局では情報を得ておりません。委員の皆様の中でご存じの方がみえましたら、よろしく願いいたします。

○濱中委員

大型船が千葉などに水揚げします。それを利用して丸干しとかサンマ寿司にするんですけど、油が抜けてないので味が全然違うんです。地元のサンマを食べたいという要望がたくさんあります。

○秋山委員

県外産は結構太っているんですか。

○濱中委員

油が抜けていない。丸干しは酸化していくみたいで、腹が割れ美味しくないと言われます。加工業者が冷凍サンマを購入する場所によって美味しい美味しくないが出てくる。

○藤原委員

これまでも当委員会でもいろいろ問題になっている遊漁と漁業の調整について、5-25ページが全漁調連の要望に対する水産庁からの回答ですが、都道府県によって非漁民の漁具、漁法の制限について温度差があって、禁止されるところとオープンにしているところがあって、「3 いずれにせよ、スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱や規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県に相談されたい。」と回答されている。この回答は法律にのっとりた基本の考え方だと思います。

しかしながら、以前から委員会でも話題に上がっているヤスの問題で、ヤスにはだいたいのゴムが付いているんです。ゴムを利用したヤスでも柄が手から離れなかったら、禁止されているモリにはなりません。ほんとにあやふやな解釈のなかで、おそらく全国の浜の漁民は皆これで悩んでいる。ゴムが付いたヤスは認められやんのやったら、認められないときちんと書いてほしい。結局現場が困っているのは、この解釈表現の問題なんです。このあたりを法的にきちっと整備してほしい。うまく要望に織り込めないかなと思いますので、会長ひとつよろしくお願いします。

○事務局（増田主幹）

今準備している提案は3つですが、もうひとつ遊漁と漁業の調整のスピアフィッシングに対する指導強化の項目に提案を加えてはということによろしいでしょうか。

○藤原委員

総論はそんな感じで各論はいろいろあると思います。ヤスの問題のほか、ハ具も遊漁が何のためにハ具を使うんやと。結局そういう部分も海女を中心とした当県の漁業者にとっては、密漁につながる可能性が非常に大きい漁具と我々は位置付けしておるんです。

出来る出来ないは別として、例えばゴムのついているヤスは水中銃とみなすなど、グレーな部分をきちんと書いて国全体で変えてもらうようなことを全漁調連から声をあげてほしいと思います。

○事務局（林事務局長）

ただいま藤原委員からご提案いただきました全漁調連への要望について、ブロック会議への提出期限もあり、次回委員会で協議をいただく時間的余裕はないと思います。そのため、いただいた意見について事務局案を作り、会長にご相談のうえ各委員にメールやファックス等でご意見を伺い、提出することによろしいでしょうか。

事前案のすり合わせはどのような形がよろしいでしょう。

○藤原委員

現実に5-25ページに水産庁からの回答があるということは、他県からもこういう問題を指摘しているってことやわな。

○事務局（林事務局長）

はい。要望されている海区があるということです。

○永富委員

このヤスの問題は以前にも発言したと思うけど、大事な禁漁区として、例えばこの島の周辺は一年に一回しか口開けをしないなど、私共の地元地域には漁業に対する色々な決まりごとがある。ここで遊漁者がモリで魚を突いていた。モリはヤスと違って絶対ダメということで6人捕まえて漁協へ連れてきたら、突いた魚を全部捨てたわけや。その際は私から海上保安本部にちゃんとせなあかんよって言うとなのに、海上保安部が漁協に相談もなく勝手に解釈して釈放したったんや。ヤスはいろんなものがあるけどもモリは絶対いかんと海上保安部に怒ったんやけど。また、魚だけやったらまだいいんやけど、あわびがたくさんいるところであわびを獲って、見つかったら捨ててという経験が今までに何回もある。ヤスとモリの解釈が曖昧なんさ。藤原委員の言うように、ちゃんとした解釈がないとその場で判断が難しいため、しっかり定めてほしい。

○田邊委員

藤原委員もおっしゃられたヤスは、ゴムがついたら水中銃。水中銃はかなりの距離飛ばし、人に当たっても命を落とすような非常に危険なものやと思います。そういうものが普通に認められているから密漁が入ってくる。そういう道具が最初から禁止になっとったら、なかなか素手で魚なんか獲ろうと思わない。獲れるもんじゃないから密漁にもいかない。簡単に突くことができるものがあるから密漁に行くってというような考え方をすると思うので、そういうところも話しをまとめていくうえで、ひとつ覚えておいてほしいなと思いました。

○永富委員

密漁者は日本人が日本の海に潜るのがなんで悪いんやと言ってきます。都道府県によっていろいろな規則があり、海区があり、委員会指示もあり、そのなかで皆ルールを守りながら漁業を営んでいる。密漁者は日本の海や、潜って何が悪いんや、魚獲って何が悪いんやって理屈ばかりなんです。

余談ですが、委員会でも以前に話をした、愛知県における産卵期のさわら漁獲について、昨年から一昨年にかけて非常に大きな漁獲圧をかけたため、今年の漁場はほんとに悲惨な状態や。餌も少ないけども、釣りも網もまるきり商売にならん状況なんです。物凄く少ない。さわらが増えてきたなあって言っていたら、ああいう網の許可になった。愛知県庁に言うとそれは愛知県で決めたことだから三重県には関係ないと言うんです。同じ伊勢湾のなかの資源を両県が利用しているのに、そんなことを県庁が言うことがおかしい。愛知県が許可した網やで取締できない。同じ伊勢湾のなかで何百万個の卵を持っている魚をどんどん獲って、それでええんかいな。最近までようけ増えてきたさわらが現状では金にならない。私がトロさわらにしよって言ってもできない位の量なんさ。このようになんでもやりたい放題やとったらこうなるってわしは思うけどな。そういう点もいろいろ織り込んでヤスの提案も考えていただきたいと思います。

○掛橋委員

この問題は遊漁で使用できる漁具・漁法としてヤスを禁止している都道府県が全国に5

道県あり、漁業法改正に伴う県漁業調整規則の改正の際、三重県にも調整規則を改正し禁止するよう要望したが、水産庁としては禁止している道県もなくす方向にあるとのニュアンスでした。それぞれ委員もおっしゃられたように、この件に関しては非常に悩ましい問題があり、ぜひヤスに関する提案を委員会として盛り込んでほしい。次回の委員会でこれを協議すると提出期限に間に合わないのであれば、事務局からの提案のとおり、事務局で案を作り各委員に確認していただく形をとったらいかがですか。

ぜひとも三重海区からヤスについて提案していただきたく、事務局の進め方に我々としては同意させていただきたい。

○事務局（林事務局長）

事務局案を作成するにあたり、出口となる要望の骨子の部分を確認させてください。

藤原委員からは、ヤスとモリの区別は目的物を突き刺した時に柄が掌中から離脱するかどうかであるが、ゴムなどが付いたヤスは解釈においてグレーな部分があることから、ゴム等の付いたヤスは、ヤスではないと解釈するよう水産庁の考え方を改めるよう提案する。

永富委員、田邊委員からは、ヤスは魚を獲るといいながらもあわびを獲るなど密漁にも繋がることもあり、また危険なこともあって、そもそもヤスを禁止にするよう提案する。

そのように私は理解したのですが、ストーリー的にどのような出口で事務局案を作成すれば良いのかご意見をお聞かせください。

○藤原委員

ベストは後者です。

○事務局（林事務局長）

禁止ですか。

○藤原委員

全国 47 都道府県のなかで、5 県か 6 県がヤスを禁止してるわね。これを共通に抑えるということはできないと思う。ただヤスはどこでも定義は一緒さ。だから前者の方はとにかくゴムが付いとるのはヤスとは認めないと全国で共通に解釈していただいて、そして後者の方は三重県で非漁民の漁法のなかで禁止と位置付けして 6 県目、7 県目になっていかなあかん。三重県はヤスを認めとるやないか、禁止にしてないやないかと言われると思うんさな。漁業法改正時の漁業調整規則の改正の際、このヤスの問題を提起したが、行政からは、混乱するから法改正に伴う改正のみにしてこの議論は待ってくれと言われ、1 年、2 年と待っています。だから、ヤス、ハ具を禁止とする問題は、三重県内での今後の議論として、まず手始めとして、ヤスの全国的な解釈の部分を変えることを提案したいと思います。

○浅井会長

ありがとうございます。他にありませんか。

それではないようですので、提案のありましたヤスに関する事項についてブロック会議

に提案することとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、事務局案にヤスに関する提案を加え、ブロック会議に提案することとします。

事務局といろいろ相談して進めていきたいと思います。事務局で案を作成し、各委員に確認をお願いします。

○事務局（林事務局長）

承知いたしました。

○浅井会長

それでは次に進みます。

報告事項1「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（定置漁業）について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料4をご覧ください。

漁業法の改正により必要になった資源管理の状況等の報告です。今回は定置漁業についての報告です。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

資料の最後をご覧ください。昨年もこの時期に同様の報告をいたしました。漁業法第90条に基づき、漁業権の内容たる漁業に関しては、漁業権者は漁業権ごとに年1回知事に報告することになり、知事はその内容を海区委員会に報告することとなりましたので、今回は令和3年1月から12月分の報告をさせていただきます。

免許番号が定1から定34まであり、定14はすでに免許が無く欠番です。備考欄の「休業届提出済」と記載のある定1、定13、定26は休業届が提出されており、報告の提出を求めています。それら以外の定置の漁業権者から提出があり、法第91条第1項第1号及び同条同項第2号の判断基準に照らし合わせ「○」と判断しています。

なお、定19は水揚げ等がなく休業届の提出について、現在漁協を通じて指導しているところです。また、定32号は現在人手が不足しており、操業ができていないと聞いています。

報告は以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○濱田委員

休業届の提出を指導している状況で、報告の提出をせんでも判断は「○」なんですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

法律上、操業可能な期間を相当程度利用していなくても、合理的な理由があれば、指導の対象にはなりません。また、休業届を出している場合には、直ちにこの指導の対象とみなされる訳ではありません。休業届を出していただく必要がある漁業権者に対しては、県から再度呼びかけていきます。

○濱田委員

資料を提出していないのに「○」になっているのはおかしいと思います。改めて県に話をします。

○浅井会長

他にありませんか。

報告事項2は先ほど報告がありましたので、その他事項1「第16回海区漁業調整委員会における資料1の誤記について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料6をご覧ください。

前回の第16回海区漁業調整委員会における資料の誤記についての説明です。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

前回の委員会資料に誤記がありましたので訂正させていただきます。令和4年7月26日付けの資料1と令和4年8月30日付けの資料6の二つの資料があります。資料6の6-1ページが正誤表です。右が「誤」、左が「正」です。

資料1をご覧ください。誤りがあった部分は1-2ページです。本文2行目の令和4管理年度の期間について、本来正しくは（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間）とすべきところを（令和4年1月1日から令和4年3月31日までの期間）としておりました。本日の資料1は誤記を修正してあり、前回の配布資料をそのまま差し替えていただくことができるようになっております。お手数をおかけして申し訳ありませんが前回

資料との差替えをお願いします。次回以降このようなことがないように努めてまいります。
説明は以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。その他事項2「令和4年度真珠関係漁場調査の実施について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料7をご覧ください。

7-1ページにありますように、三重県真珠養殖適正化対策協議会から令和4年度真珠関係漁場調査の実施について通知がありました。当海区で発動している真珠養殖いかだへの標識の設置に関する委員会指示に関連した調査です。養殖漁場の現状を確認できることから、今後予定される免許切替えの参考にもなると思いますので、ご都合のつく委員様の積極的なご参加をお願いします。参加いただける場合は、9月8日(木)までに事務局までご連絡をお願いします。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。その他事項3「次回委員会日程について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

9月27日（火）10時から 三重県勤労者福祉会館2階 第2会議室
議題（案）

三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について

○浅井会長

ありがとうございました。

これもちまして委員会を閉会いたします。